

改正

平成22年 3 月 17 日訓令第 6 号
平成22年 3 月 31 日訓令第14号
平成23年 5 月 24 日訓令第30号
平成23年 6 月 30 日訓令第49号
平成25年 8 月 1 日訓令第17号
平成29年 3 月 31 日訓令第 7 号
平成30年 8 月 日訓令第 号

石巻市総合支所のあり方調整会議設置要綱

(設置)

第 1 条 地域振興と地域コミュニティの拠点である総合支所のあり方や果たすべき機能を分析及び検討し、きめ細かな行政サービスを効率よく提供できる組織体制を構築するため、石巻市総合支所のあり方調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 調整会議は、次に掲げる事項について調整及び検討を行うものとする。

- (1) 総合支所の権限及び機能に関すること。
- (2) 総合支所の事務分掌に関すること。
- (3) 総合支所の組織再編に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は財務部次長をもって充て、副会長は総務部次長及び河北総合支所次長をもって充てる。
- 3 委員は、復興政策部次長、復興事業部次長、半島復興事業部次長、雄勝総合支所次長、河南総合支所次長、桃生総合支所次長、北上総合支所次長、牡鹿総合支所次長、生活環境部次長、健康部次長、福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、総務部人事課長、財務部財政課長及び教育委員会事務局次長をもって充てる。
- 4 前項に規定する次長が複数置かれている部等にあつては、当該部の部長等が指名する者を委員とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、調整会議を代表し、調整会議の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を調整会議の会議に出席させ、意見を聞くことができる。

3 会長は、審議事項について急を要するため調整会議の会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りによる審議を行うことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に掲げる事項を専門的に調査及び研究させるため、調整会議にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 調整会議及びワーキンググループの庶務は、財務部行政経営課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年8月18日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日訓令第6号)

この訓令は、平成22年3月17日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月24日訓令第30号)

この訓令は、平成23年5月25日から施行する。

附 則 (平成23年6月30日訓令第49号)

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日訓令第17号)

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月 日訓令第 号)

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。